

山林購入に着手している。彼の購入山林は、ほとんど全て造林地で、昭和20年生スギ1町、昭和35年20年生スギ1町、昭和33年雑木、スギ混交林30~40町と集積し、今日実測200町程を所有している。

もう一戸の例、S氏は先代（明治20年頃）から峰村に住みつき、呉服、雜貨商によって資本を蓄積した。山林の集積は、昭和29年2.2町（元個人有）、30年6.6町（2個人から）、35年1町（23人共有の1株）、36年1.15町（元個人有）、38年3.36町（43人共有の41株）計14.31町（いずれも台帳面積）と進んでいる。これらの山林は、いずれも天然広葉樹林であり、購入後植林している点、H氏とは全く異なっており、さらにS氏の場合、共有林の株を集中している点が注目される。

5. 結論

旧藩時代から実に強固に継持されてきた本戸群によ

る山林の独占、その中から共有林の分割が進むと同時に、商人を中心とする新興勢力によってこれらの分割林野及び私有林の集積がかなり急速に行われている。これらの事実から次のようない結論に至る。

育林の発展は山林の私的占有をもたらし（個人分割が進む）、農業における自給基盤が脆弱であり、現金収入源の乏しい対馬にあっては、長期に渡る無報酬的な投資に耐えることは、多くの農民にとってほとんど不可能であり、その結果、農民による造林放棄、あるいは、たとえ造林しても経営続行の放棄（=農民的育林業の挫折）がなされ、商業活動によって富を蓄積した新興商人勢力に山林が集積されているということである。つまり、育林段階において、農民は林野利用および林野所有から排除され、商人の山林地主化が進んでいる、というのが対馬の現状である。

47. 山林作業の安全管理に関する研究（第3報）

——九州の国有林製品生産事業における労務災害多発傾向者の安全規則に対する態度について——

宮崎大学農学部	○中	島	能	道
九州大学農学部	塩	谷		勉
鹿児島労働基準監督署	山	崎	征	雄

1. まえがき

宮崎県内の4つの営林署において作業員の安全規則遵守規範の測定を試みたさい、作業員中の無災害者（36年度～40年度）と災害多発傾向者（36年度～40年度に3件以上の災害を受けた者全員）との間に、安全規則に対する態度のいちじるしい差を見いだすことができたので、その結果について若干の考察をおこなった。

2. 安全規則に対する作業員態度の区分

宮崎県における4つの営林署（日向、西都、宮崎、飫肥）の作業員に、表・1に示すような質問紙を配布し、この調査の目的および回答の仕方を説明した後、回答を求めた。

表・1 安全規則に対する作業員態度測定の質問紙

(1) 想定事項

あなたが、営林署の安全管理担当係官から頼まれて、「安全規則の違反者を監視する仕事」をしている場面を頭にえがいてください。

1人の見知らぬ作業員が、明らかに安全規則違反の作業をしていましたので、あなたが注意しますと、その人は「やあ、ばれたか」といふました。

(2) 処置の種類※とその選択

この場合、あなたが、いちばんとりたいと思う処置と、もっともとりたくない処置を、下記のものから1つずつ選んで記入してください(イ、ロ……ホの記号をかく。)

(i) あなたがいちばんとりたいと思う処置 ()

(ii) あなたがもっともとりたくないと思う処置 ()

(イ)：違反事実を係官に報告し、1,000円の罰金を課す(賃金から差引く)。

(ロ)：○印をつけて係官に告報(○印が3回かかると1,000円の罰金)。

(ハ)：注意を与える、それ以後も同じ違反を平気でくり返して目に余る場合に、

はじめて○印をつけて係官に報告(○印が3回で1,000円の罰金)。

(ニ)：注意を与えるだけで、係官には報告しない。

(ホ)：見て見ぬふり。係官にも報告しない。

(注) ※処置の内容はともかく、(イ)もっともきびしい処置、(ロ)ややきびしい処置、(ハ)中間の処置、

(ニ)ややあまい処置、(ホ)もっとあまい処置、の区別を十分に知覚させる。

3. 選択した処置の種類と無災害者・災害多発傾向者

区分との帰無仮説検定

調査の対象となったおよそ250名の作業員のうち回答の得られたものは206名分であった。うち無災害者60名、1～2件の災害歴を有する者は91名、3件以上

の災害歴を有する者55名であった。

いちばんとりたい処置別に、無災害者と3件以上の災害歴を有する者とに分割した現実数および期待数は表・2に示すとおりである。

表・2 処置の種類別、無災害者・災害多発傾向者

区分	処置	災害	無災害者	多発傾向者	計
現実数	(イ) いちばんきびしい処置		4	23	27
	(ロ) ややきびしい処置		43	3	46
	(ハ) 中間の処置		13	4	17
	(ニ) ややあまい処置		0	13	13
	(ホ) いちばんあまい処置	計	0	12	12
期待数	(イ) いちばんきびしい処置		14.1	12.9	27.0
	(ロ) ややきびしい処置		24.0	22.0	46.0
	(ハ) 中間の処置		8.9	8.1	17.0
	(ニ) ややあまい処置		6.8	6.2	13.0
	(ホ) いちばんあまい処置	計	6.2	5.8	12.0
			60.0	55.0	115.0

$\chi^2 = 77.55$ となり、自由度4の $\chi^2 = 0.01 = 18.46$ であるから、危険率0.1%で帰無仮説は棄却される。なおいちばんとりたくないと思う処置の種類と災害歴との間には、有意な差を見いだすことができなかった。

る常用作業員のうち、内田・クレベリン精神検査によって曲線類型区分のなされている者、約180名の中から無災害者と3件以上の多発傾向者に分割した結果を表・3に示す。

4. 内田・クレベリン精神検査による曲線類型と無災害者・災害多発傾向者区分との帰無仮説検定

先記4つの営林署において、製品生産事業に従事す

表・3 内田・クレベリン精神検査の曲線類型別、無災害者・多発傾向者

区分	曲線	災害	無 災 害 者	多 発 傾 向 者	計
現 実 数	定型 a～c		8	0	8
	準定型 a'～c'		16	7	23
	準々定型 a'f～c'f		10	9	19
	疑問型 f(A)～f(C)		5	9	14
	異常型 d～p		9	20	29
計			48	45	93
期 待 数	定型、 a～c		4.1	3.9	8.0
	準定型 a'～c'		11.9	11.1	23.0
	準々定型 a'f～c'f		9.8	9.2	19.0
	疑問型 f(A)～f(C)		7.2	6.8	14.0
	異常型 d～q		15.0	14.0	29.0
計			48.0	45.0	93.0

$\chi^2_0 = 16.67$ となり、自由度4の $\chi^2_{.01} = 13.28$ であるから帰無仮説は棄却される。

5. む す び

以上の結果から、(回)の「ややきびしい処置」を選択した人々に無災害者が多く、(イ)の「いちばんきびしい処置」を選択した人々に多発傾向者が多いといえよう。また、(ハ)および(ル)の処置を選択した者が、無災害者には皆無であったのに対し、多発傾向者にはそれぞれ13名、12名、計25名もあったことは、いちじるしい「処置選択の差」として注目すべきことであろう。

ちなみに、内田・クレベリン精神検査により区分された曲線類型と、無災害者、多発傾向者との間にも有意な差を見いだすことができたので、この場合、(イ)から(ル)までの処置の選択型式が作業員の精神構造ないし性格的なある側面を指標していることも想像できる。不安全行動が災害につながるという理解が成立つならば、一般的行動を動機づける要求と目標との個人差をはっきりさせるためにも、「性格のかたより」を頻発者も含めた労務災害多発向者について把握する必要があろう。

48. 山林作業の安全管理に関する研究（第4報）

——九州の国有林製品生産事業における労務災害と災害頻発者——

宮崎大学農学部	○中	島	能	道
九州大学農学部	塩	谷		勉
熊本営林局	黒	木	安	則

1. ま え が き

熊本営林局管内の製品生産事業における労務災害と災害頻発者⁽¹⁾によって占められる災害件数の逐年増加傾向を統計的に観察し、次いで内田・クレベリン精神検査によって把握できた災害頻発者の曲線類型区分をおこなった。

2. 熊本営林局管内における災害発生の現状

熊本営林局管内、製品生産事業における過去8年間（昭和33年度～40年度）の災害実績は、表・1に示すとおりである。